

鹿野桜まつり花火大会事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鹿野桜まつり花火大会事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取市鹿野地域の春の観光事業として実施される鹿野桜まつり花火大会事業（以下「事業」という。）が盛大に行われるよう、事業の運営に要する経費に対し、補助金を交付することにより、県内外からの観光客の誘致を図り、本市の観光の振興を図ることを目的として交付する。ただし、本補助金の交付は2年毎に1回限りとする。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者は、鹿野桜まつり実行委員会とする。

(補助対象事業)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、鹿野桜まつり花火大会とする。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の対象となる経費（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象事業に要する会場設営費及び大会運営費とする。

(補助金の算定等)

第6条 本補助金は、補助対象事業（協賛金、負担金等の特定財源を除く。）に10分の10を乗じて得た額（1,000円未満の端数を切り捨てた額とする。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、鹿野町総合支所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度の補助金から適用する。